

○木更津市道路占用規則

昭和56年3月31日規則第15号

改正

昭和58年12月24日規則第56号

平成5年10月12日規則第40号

平成7年2月2日規則第4号

平成10年1月19日規則第2号

平成23年7月27日規則第22号

木更津市道路占用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づき、本市が管理する道路、その附属物及び道路予定地（以下「道路」という。）の占用並びに木更津市道路占用料徴収条例（昭和29年木更津市条例第32号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づく条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(水道事業等の工事の計画書)

第2条 法第36条第1項の規定により、水管、下水道管、公衆の用に供するガス管、電柱又は電線を道路に設けようとする者が提出すべき工事の計画書は、道路占用工事計画書（別記第1号様式）によるものとする。

(工事調整の協議)

第3条 市長は、前条の規定による計画書の提出を受けたときは、占用に関する工事の相互の調整を図るため、同一又は近接箇所で行われる工事若しくは工事の施行により既設工作物の移転、改築等を必要とする場合は、関係人にその工事の施行場所、時期、施行方法、その他必要な事項を協議させる。ただし、各戸に引き込む延長20メートルを超えない水管、下水道管類工事については、この限りでない。

(占用許可の申請)

第4条 法第32条第1項の規定により、占用許可を受けようとする者、継続して道路を占用しようとする者又は道路を掘さくしようとする者は、道路占用許可申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第32条第3項の規定により、占用の変更許可を受けようとする者又は掘さくの変更許可を受けようとする者は、道路占用変更許可申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

い。

3 前2項に規定する申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、添付図書の一部を省略することができる。

(1) 占用の位置及び付近100メートル内外について次に掲げる事項を明らかにした平面図(縮尺500分の1)

ア 道路境界名その他適当な固定物を基準として、これと工作物との距離及び位置を表示すること。

イ 路下管線路にあつては延長50メートル及び屈曲部ごとに、その枝線並びに起点、終点屈曲部及び街角にあたる箇所(字名地番)を記入すること。

ウ 路下管線路を屈曲し、若しくは異なる口径のものと接続し、又は既設工作物と接近、若しくは交さをするときは、その状況を図示すること。

(2) 占用区域実測図(縮尺500分の1)

(3) 占用物件の構造図

(4) 占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは占有者に利害関係があると認められるもの又は地元居住者の同意が必要と認められるものは、その土地若しくは建物の所有者、占有者又は地元居住者の同意書

(5) その他市長が特に必要と認めたもの

4 第1項又は第2項の規定による申請が掘さくその他これに類する工事を必要とするものであるときは、前項各号の規定による図書のほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。ただし、特に市長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

(1) 工事設計書及び仕様書

(2) 路下管線路工事にあつては、縦断面図

(許可書の交付)

第5条 市長は、前条第1項及び前条第2項の規定による申請を受けたときは、実地に調査の上、法第33条の規定により、その適否を決定し、占用又は掘さく及び占用の変更又は掘さくの変更を適当と認めたときは、道路占用許可書(別記第3号様式)を交付する。

(住所氏名等変更の届出)

第6条 前条の規定により道路占用等の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実を証する書類を添えて、速やかに道路占用者住所氏名等変更届(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 占有者が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人である占有者が合併又は名義変更等をしたとき。
- (3) 相続により占有する権利を承継したとき。

(舗装道路掘さく制限)

第7条 新設又は全面的な補修を行つた舗装道路は、次の各号に掲げる期間掘さくすることができない。ただし、公益上特に必要があると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) アスファルト舗装道路 3か年
- (2) 簡易舗装道路 1か年

(占有に関する工事の施行方法)

第8条 道路の占有に関する工事は、この規則の定めるところによるほか、市長が別に定める木更津市道路占有工事共通指示書に基づき施行しなければならない。

(占有物件の管理義務)

第9条 占有者は、道路に設置した占有物件を常時良好な状態に維持管理し破損、汚損等によつて交通、美観その他道路管理上支障を来さないようにしなければならない。

(代執行)

第10条 市長は、占有者が、法令若しくは市長の命令を履行しないとき、又は履行しても不十分と認めたとき、若しくは道路を不法に占有している者があるときは、その者に代つて執行し、又は不法占有物件を撤去し、これに要した費用はその者から徴収する。

(占有廃止の届出)

第11条 占有者は、占有期間内に占有の廃止をしたときは、道路占有廃止届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(原状回復の届出)

第12条 占有者は、法第40条第1項の規定により、道路を原状に回復したとき、速やかに原状回復届（別記第6号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査の結果、原状回復の状態が適当でないと市長が認めたときは、占有者に対して再施行を命ずることができる。

(占有料の分割徴収及び減免手続)

第13条 条例第3条第2項の規定により占有料の分割徴収を受けようとする者又は条例第5条の規定により占有料の減免を受けようとする者は、道路占有料分割徴収・減免申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を調査して、その適否を決定し、道路占用料分割徴収・減免決定通知書（別記第8号様式）により通知する。

（占用料免除の基準）

第14条 条例第5条第1号及び同条第2号に該当する場合の占用料の額の免除は、占用料の額の全部とする。

2 条例第5条第3号に該当する場合の占用料の額の免除は、別表のとおりとする。

（占用の協議）

第15条 法第35条に規定する協議の手続については、前4条の占用許可の手続の例によるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

（木更津市道路占用規則の廃止）

2 木更津市道路占用規則（昭和46年木更津市規則第11号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際、旧規則の規定に基づき道路占用に関する許可又は承認を受けている者は、この規則の相当規定に基づき許可又は承認を受けたものとみなす。

4 この規則の施行前に旧規則の規定に基づきなされている申請その他の手続は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（昭和58年12月24日規則第56号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成5年10月12日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月2日規則第4号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年1月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年7月27日規則第22号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第14条第2項）

道路を占用する事業及び占用する物件	占用料の免除の内容
雨水及び排水を排水施設に接続するため必要な排水管	全額免除
公共性を有する街灯又は防犯灯	
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者がその鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設	
公共的団体又は電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者（卸供給事業者を除く。）若しくは電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）が設ける架空の道路横断電線及び各戸引込電線（認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業（以下「認定通信事業」という。）の用に供するものに限る。）	
ガス、電気、電気通信（認定電気通信事業者が設けるもので、認定通信事業の用に供するものに限る。）、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管	
公共的団体が設ける水管及び下水道管	
占用物件たる電柱類等を支えている支線及び支線柱（独立して設置する支線柱を除く。）	
かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設	
カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、道路の美化又は公衆の利便に著しく寄与する物件	
地理的、地形的理由によるテレビ電波受信障害解消のための非営利的共同受信施設	
バス停留所に付随して設置されるベンチ、上屋及びバス待合所	
道路の架空に設置されている電線類を撤去し道路の地中に埋設するため、占用許可を受けて地中に設ける電線類（地中に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分	

な物件（変圧器等の地上機器をいう。以下同じ。）	
電線類が架空に設置されていない道路において、占用許可を受けて地中に設ける電線類（地中に設ける電線その他の線類として占用料を徴収するものを除く。）及びこれらと一体不可分な物件	
バス停留所標識	規定額の2分の1の額
道路管理者の設ける照明灯又は標識を無償で添加している電柱	の免除
電気事業者（卸供給事業者を除く。）又は認定電気通信事業者が既設の電柱類に電線を添架する共架柱（当該電線が添架されている既存の電柱をいう。以下同じ。）	規定額の10分の3の額の免除
電柱、電話柱又は消火栓標識に添加された広告（電柱又は電話柱に添加された巻付広告を除く。）	表示面積1平方メートル1年につき規定額から1,020円を減じた額
電柱又は電話柱に添加された巻付広告	表示面積1平方メートル1年につき規定額から2,020円を減じた額
PHS無線基地局	1基当たり規定額から270円を減じた額
有線テレビジョン放送事業者又は有線音楽放送事業者が他の事業者の既占用柱類に電線を添架する場合の共架柱	1本当たり740円の減額
その他市長が必要があると認める物件	市長が定める免除額

別記

第1号様式（第2条）

第2号様式（第4条第1項、第2項）

第3号様式（第5条）

第4号様式（第6条）

第5号様式（第11条）

第6号様式（第12条第1項）

第7号様式（第13条第1項）

第8号様式（第13条第2項）